

平成 22 年 4 月 28 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

## 「埼玉りそな地域産業支援ファンド」の取扱開始及び 同ファンドの事業にかかる行政・支援機関との業務連携・協力に関する覚書締結について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）は、地域金融機関として、中堅中小企業の経営課題解決に向けた取り組みや地域産業の育成を通じ、地域経済の発展に貢献していくために、新たに投資ファンド（名称：埼玉りそな地域産業支援ファンド）を設立いたします。

この新ファンドは、埼玉県の有望分野である環境・医療福祉・食品（農業）分野を中心とした株式上場（IPO）を指向する企業への投資に加え、今後高齢化が進む企業経営者の事業承継対策についても投資対象として、主に県内の中堅・中小企業の幅広いニーズに対応いたします。

なお、新ファンド設立に際して、行政・支援機関（埼玉県、さいたま市、埼玉県中小企業振興公社及びさいたま市産業創造財団）と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。

本覚書は、行政・支援機関の経営支援や技術支援機能等を積極的に活用できる内容であり、官民一体となった県内の中堅・中小企業への積極支援を目的に、締結に至ったものです。

### 1. ファンド概要

ファンド名称	埼玉りそな地域産業支援ファンド
ファンド総額	10 億円
期間	10 年
出資組合員	埼玉りそな銀行（出資比率 95%）、りそなキャピタル（同 5%）
投資対象	① 株式上場（IPO）投資（原則として、会社設立後 5 年以上を経過し、投資時点において営業利益を計上している先） ② 事業承継投資
投資方法	株式、新株予約権、新株予約権付社債等
一企業あたりの投資上限	100 百万円又はファンド総額の 10% 以内
設立年月	22 年 4 月 28 日
連携機関	埼玉県、さいたま市、埼玉県中小企業振興公社、さいたま市産業創造財団

### 2. 連携機関

- 本ファンドの投資受入企業は、行政・支援機関（連携機関）の経営支援や技術支援機能等を活用することができます。また、連携機関は、本ファンドの利用を希望する企業を弊社及びりそなキャピタルに紹介することができます。
- 本覚書には、弊社既存商品の「埼玉りそな投資Vファンド2号」も含めて締結しており、これで行政・支援機関との業務連携の覚書については、弊社が取扱う投資ファンド商品全てが締結したことになります。

以 上